

内閣参質一八九第四一号

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員江口克彦君提出北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員江口克彦君提出北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問に対する答弁書

一について

気象庁においては、御指摘の「全ての離島」を含む我が国の全域について、一府県の区域又はこれに相当する区域を範囲とする府県予報区を分割した全国の百四十二の区域ごとに天気予報を行っているところであり、御指摘の「北方領土、竹島及び尖閣諸島」についての天気予報は、それぞれ、釧路・根室・十勝地方の根室地方、島根県の隠岐及び八重山地方の石垣島地方の区域における天気予報として行っている。

二について

気象庁においては、御指摘の「離島及びその周辺海域」を含む日本周辺海域を十二の海域に分割して一日二回、船舶の運航に必要な海上の気象等の予報を行っているところであり、御指摘の「北方領土、竹島及び尖閣諸島並びにその周辺海域」を含むこれらの十二の海域を対象とした予報については、現行よりも区域を分割し、時間間隔を短くした予報の提供に向けた取組を進めているところである。

三について

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施については、関係省庁間で連携して総合的に判断することが必要であり、検討を行っているところである。